

要件確認に関するQ&A

項番	項目	質疑	回答	提出書類
1	所得証明書	所得証明書の代わりに源泉徴収票や非課税証明書、市民税決定通知書でもよいですか。	それらの書類は、一部の記載項目が省略されているため、代替書類とすることはできません。所得控除前の収入の有無と種類を確認するために必要ですので、所得証明書(または課税証明書)を提出してください。	・令和4年度 所得証明書(写)
2	所得証明書	2022年3月に会社を退職しましたが、所得証明書に退職前の給与収入が記載されています。その後収入はありませんが、何を提出したらいいでしょうか。	2022年10月1日以降の収入状況について、所得証明書の余白へ申立て下さい。	・令和4年度 所得証明書(写) 余白へ下記を記載の上で提出してください。 ①2022年10月1日以降の月額収入等 ②申立日 ③記名
3	所得証明書	●収入がない(少ない)ため所得証明書をかせないと言われました。 ●事業収入があるが、少額なため、申告不要と言われました。確定申告書一式を提出することができません。	収入がない(少ない)場合でも、そのことがわかる書類を発行してもらうよう、市区町村役場でご相談ください。	・発行された書類余白へ下記を記載の上で提出してください。 ①所得証明書等を提出できない理由 ②日付(記載日) ③組合員番号及び組合員氏名
4	給与等証明書	被扶養者が既に勤務先を退職したため、給与等証明書が提出できません。	通勤費等の非課税給与も含めた収入や雇用条件等を把握するために必要な資料です。支払元が存在していないという止むを得ない事情を除き、被扶養者の勤務先に依頼の上、必ず提出してください。	・給与等証明書_様式1 ※会社の倒産等で支払元が存在しない場合にはお問い合わせ先コールセンターまでご相談ください。(8ページ参照)
5	給与等証明書	妻には給与収入のほか不動産収入もありますが、確定申告書の提出のみでいいですか。	給与収入以外の収入がある場合は、給与等証明書_様式1と他の収入を確認できる書類を提出してください。通勤費等非課税分を含めたすべての収入が基準額未満であることを確認します。	・給与等証明書_様式1 ・給与収入以外の収入に関する確認資料
6	年金	2022年の年金振込通知書を紛失してしまいました。	年金の支払元(日本年金機構、共済組合、厚生年金基金等)に再発行を依頼してください。	再発行できない場合、以下①～③の資料を代替書類とすることができます。 ①年金証書(写) ②2022年中の年金振込が確認できる通帳(写) ③確認資料の提出に関する申立書(ホームページに掲載。)
7	送金額	別居している母へ生活費として毎月3万円程を送金しています。	送金は対象被扶養者の毎月の収入額以上の送金額(収入が5万円を下回る場合は最低5万円/月)が必要です。今すぐ送金額を変更してください。変更が難しい場合は、被扶養者の要件をみたしていないため認定取消手続をしてください。	変更が可能な方 ・送金状況確認書_様式2 ・送金確認できる資料 状況確認のうえ、別途必要な資料等をご案内します。 変更が難しい方 ・被扶養者の認定削除の申出書(3ページ参照)
8	送金方法	扶養している家族(配偶者と子供)と別居しています。生活費は、配偶者へまとめて送金していますが、配偶者と子供それぞれの口座への送金が必要ですか。	被扶養者それぞれの口座へ送金が必要です。ただし、扶養している家族同士が同居している場合は、一人の口座へまとめて送金しても差し支えありません。	・送金状況確認書_様式2 ・送金確認できる資料
9	送金方法	子と別居しているが近くにいて、生活費は手渡しをしています。	送金の証跡を残す必要があるため手渡しは認められません。送金方法は口座間送金に限ります。送金状況確認書_様式2に、生活費を手渡ししている状況を詳細に記入し、要件確認調書とともに提出してください。	・送金状況確認書_様式2 状況確認のうえ、別途必要な資料等をご案内します。

項番	項目	質 疑	回 答	提 出 書 類
10	世帯分離	両親を扶養しています。同居生活を共にしていますが、住民票上は世帯分離をしています。何を提出すればよいですか。	それぞれの世帯における住民票の住所が枝番まで同一であれば、同居とみなします。	・それぞれの世帯における世帯全員の住民票(写)(マイナンバーと本籍の記載がないもの) ・生計同一に関する申立書(ホームページに掲載)
11	学生	被扶養者は2000年(H12年)4月2日以降生まれの学生です。在学証明書を提出すればよいですか。	「学校教育法第1条」に規定されている学校 ※及び修業期間が1年以上の専修学校、専門学校であれば、在学証明書を提出してください。 ※高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校(一部抜粋) ※夜間部や通信制は「学校教育法第4条」に規定されているため在学証明書は認められません。	・在学証明書 ・住民票(世帯全員)の写し
12	学生	学校が休業中で在学証明書が取得できません。代わりに学生証(写)でもよいですか。	学生証(写)では、現在在学していることが確認できません。学校へ郵送で取得することが可能か、ご相談してください。	・在学証明書
13	海外居住	被扶養者は現在、ボランティア活動を目的に一時的に海外に行っています。そのため、所得証明書(または課税証明書)が交付されません。何を提出したらよいですか。	「提出書類」欄の①～④の資料とそれを和訳したものを提出してください。	①確認資料の提出に関する申立書 ②海外に居住していることが確認できる資料(留学の場合は留学先に在学していることが確認できる資料でも可) ③送金状況確認書_様式2 及び 送金が確認できる資料 ④収入が確認できる資料(収入がある場合)
14	国内居住要件	母は日本に住民基本台帳に住民登録(住民票)がありませんが、日本の保険医療機関に入院しています。被扶養者証(健康保険証)を使用してはいけませんか。	2020年4月1日から、「国内居住要件」が追加されましたが、2020年3月31日以前から国内の保険医療機関に入院している場合、2020年4月1日以降も引き続き入院中であれば、被扶養者として被扶養者証は使用できます。 ただし、退院した日の翌日をもって認定取消の手続きをお願いいたします。	—
15	国内居住要件	海外に留学している子に配偶者が同行しています。認定削除をしなければなりませんか。	国外に留学する学生は、「国内居住要件の例外」に該当します。また配偶者はその帯同者となり、どちらも認定削除の必要はありません。	—
16	共同扶養	子を扶養していますが、年間収入は配偶者の方が少し上回っています。配偶者への扶養替のため、取消手続きが必要でしょうか。(年間収入:組合員390万円/配偶者400万円)。	組合員と共同扶養者の年間収入を比較し、高い者が被扶養者とするのが原則ですが、その差額が1割以内の場合は、申出により、組合員の被扶養者とすることができます。 質疑の場合は、 組合員と配偶者の差額:10万円 配偶者の年間収入の1割:40万円 差額(10万円)が配偶者の年間収入の1割(40万円)以内のため、取消手続きは不要です。	—
17	夫婦相互扶助	組合員の被扶養者である母(59歳)は年額100万円の給与収入があります。今回、父(65歳)の年金が満額支給、年額230万円となりますが、父へ扶養替の必要はありますか。	被扶養者(母)と共同扶養者(父)の収入合計が310万円以上となったことが確認できた時点で扶養替が必要です。 (夫婦相互扶助の収入合計額についてはたびき4ページを参照)	—

項番	項目	質疑	回答	提出書類
18	提出期限	11月30日(水)提出期限までに資料のすべてを揃えて提出することができません。	提出期限までにすべてを揃えることができない場合は、要件確認調書の通信欄に右記「提出書類」欄の①～③を記入の上、要件確認調書と揃っている確認資料を提出期限までに提出してください。 ※遅れる確認資料は準備出来次第、速やかにご提出ください。	・要件確認調書 ①提出が遅れる確認資料名 ②提出が遅れる理由 ③提出予定日
19	新型コロナウイルス	新型コロナウイルスの影響により、一時的に給与収入が増加し、年額130万円(もしくは月額108,334円)を超えてしまいそうです。	2022年7月～9月の収入が増加したのは、一時的であることを確認します。 被扶養者の勤務先へ、給与等証明書のA欄を証明いただくよう依頼してください。	・給与等証明書_様式1
20	新型コロナウイルス	2022年7月～9月は新型コロナウイルスワクチン接種業務に携わっていました。何を提出したらいいですか。	ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市町村、医療機関等)から発行(証明)を受け、提出してください(ホームページに掲載)。	・新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書
21	認定削除の申出書	被扶養者は10月1日に就職したため、認定削除の手続を行う予定です。何を提出したらよいですか。	要件確認調書は同意事項に署名、設問1の「□はい」にチェックしてください。 被扶養者の認定削除の申出書は必要事項すべて記入の上、要件確認調書及び被扶養者証(保険証)と併せて同封の返信用封筒で提出してください。(てびき3ページ参照)	・要件確認調書 ・被扶養者の認定削除の申出書 ・被扶養者証(保険証)
22	認定取消手続き	被扶養者は10月2日以降に就職したため、認定取消の手続を行う予定です。要件確認の書類を提出する必要がありますか。	必要です。要件確認で認定要件を備えているかを確認した後、10/2以降の取消審査を行うため、要件確認の書類及び取消申告の両方をご提出ください。(てびき3ページ参照)	・要件確認調書 ・確認資料
23	被扶養者証(保険証)	なぜ、被扶養者証(保険証)を発行してから審査をするのですか。	2022年10月に協会けんぽから共済組合に加入となる方につきましては、組合員証(保険証)が速やかにお手元に届くよう、通常の申請手続とは異なる手順で対応しています。	—
24	認定不可	審査の結果、収入超過のため認定不可のお知らせが届きました。何か手続きは必要ですか。	認定削除を行う前に認定不可をお知らせしたもので、共済組合での手続きは不要です。 ただし、次に加入される健康保険組合(国民健康保険等)の手続き方法については、その健康保険組合へ確認してください。	・被扶養者証(保険証)

共済組合ホームページ

郵政共済 要件確認



スマートフォンにも対応しています

お問い合わせ先コールセンター

TEL 0120-97-8484 (無料通話) 土日祝日を除く 9:00～18:00